

第142回米子市農業委員会農地部会議事録

招集年月日 平成29年1月10日(火)

招集場所 米子市役所旧庁舎 603会議室

開 会 午後1時30分

出席委員 1番 生田 英夫委員 2番 森田 正敏委員 3番 友森 一夫委員 4番 吉澤 一誠委員
5番 安達 卓是委員 6番 森中 喜輝委員 7番 田口 正廣委員 8番 仲本 悟委員
9番 小林 秀美委員 11番 矢倉 篤實委員 12番 山中 春夫委員 13番 井田 律子委員
14番 松林 貢委員 15番 大縄 敬次委員 16番 高橋 敦美委員 17番 三島 通政委員(部会長)

欠 席 10番 新納 勝美委員

事務局 高西会長 池口事務局長 宅和係長 足立主幹 河野主幹 山本主幹 長谷川主任

日 程 1 農地法各条申請地現地調査
2 部会長あいさつ
3 議事録署名委員の指名
4 議事
(1) 農地法各条申請審議等
ア 第47号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について
イ 第48号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について
ウ 第49号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について
エ 第50号 米子市農用地利用集積計画の決定について
オ 第51号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について

5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 県農業会議会議員の事務報告
- (8) その他

議事開始 午後3時10分

議長（三島委員）

現地調査に引き続き、第142回農地部会を開きます。

そういたしますと、最初に、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。それでは、議席番号11番の矢倉委員と、議席番号12番の山中委員にお願いしたいと思います。また、本日の欠席は10番の新納委員です。

それでは、審議に入ります。初めに3ページ議案第47号をお願いいたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

4ページ番号32の赤井手について審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（河野主幹）

番号32の赤井手について説明します。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人が管理できないため、以前から譲受人に耕作してもらっていたが、譲渡人からの要望により売買で農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は123アールとなります。別紙3条申

請理由のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はございませんでしたので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（三島委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

6番（森中委員）

現地調査をしましたら、管理されておりました。問題ありませんのでよろしく申し上げます。

議長（三島委員）

ただいま、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決をしたいと思えます、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

議長（三島委員）

続きまして、番号33の八幡について審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（河野主幹）

番号33の八幡について説明します。詳細は議案のとおりです。本件は、譲受人が当該農地を平成28年7月に相続しましたが、耕作管理することができないため、親同士が知り合いであった縁もあり、隣接耕作者の譲受人に売却したい旨の申し出をし、譲受人が売買により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は54アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はございませんでしたので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（三島委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

9番（小林委員）

耕作できないので、知人である譲受人に買って欲しいということで、売買により取得するというところでございます。許可要件については、問題ないと思えます。

議長（三島委員）

ただいま、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。
そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、番号34の彦名町について審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（河野主幹）

番号34の彦名町について説明します。本件は、譲渡人が売却を希望して、知人を介して買い手を探していたところ、近隣農地を借りて耕作していた譲受人が、借りていた農地を年内に返すことになり、減反分を補うとともに規模拡大のため、農地を売買で取得しようとするものです。取得後の経営面積は160アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はございませんでしたので、ご審議よろしくをお願いします。

議長（三島委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

7番（田口委員）

譲受人は近隣農地を借りて耕作していましたが、これを返却することになったため、たまたま知人から、農地を手放したいという人がいるので買わないかという話があり、減反分を補うため農地1,447平方メートルを売買により取得するものです。本人と面談をしましたが、ニンジン栽培したいとのことでした。認定農業者でもあります。許可要件については問題ないと思われまのでよろしくをお願いします。

議長（三島委員）

ただいま、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

高西会長

ちょっとお聞きしますけど、これはどの辺りかな。

事務局（長谷川主任）

北公園墓地の周りです。

高西会長

いやあ、農地にしても〇〇円で安いので、将来的に転用できない場所だろうなと思って聞いてみましたが。幹線道路から入っているわけですか。

7番（田口委員）

入っています。

高西会長

それなら、なかなか転用して利用する場所ではないわけですね。

7番（田口委員）

譲渡人の事情もございまして、総合的に判断すれば止むを得ないかなと思います。

高西会長

わかりました。

議長（三島委員）

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、5ページ議案第48号をお願いいたします。農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について下記申請について、農地法施行令第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

6ページ番号7の尾高について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

16番（高橋委員）

地元委員は中本公平委員ですけど、代わりに説明します。

申請者は、議案のとおりです。申請地は、尾高の田で171平米です。申請者は、市内の借家で生活している長男家族を住ませるため、自宅近くの自己所有農地に住宅を建築しようとしたものです。隣接耕作者の排水同意もあります。申請地は、300メートル以内に山陰道の出入口がある農地で、第3種農地に該当するものと思われます。伯仙地区は、都市計画区域外ですので開発許可は不要です。転用については、問題ないと思われますのでよろしく申し上げます。中本委員よりも特に問題ないと聞いております。ご審議よろしく申し上げます。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

4番（吉澤委員）

摘要欄に駅・役場から300メートル以内と書いてありますが、これは高速道路の入り口ですか。

高西会長

事務局は、見る人が間違いやすいので、ここは直さないといけません。今回はいいけども。

事務局（長谷川主任）

失礼します。駅・役場等の中の等という表現の中に山陰道の出入口も含まれていますが、すみません、わかりにくかったです。

高西会長

そういう意味じゃない。駅っていえば、長谷川君、お前どう思いますか。

事務局（長谷川主任）

JRの駅です。

高西会長

でしょう。JRの駅はこんなところにはないわけですから、駅というのは頭から抜いておいて。

事務局（長谷川主任）

気を付けます。

議長（三島委員）

他にございませんか。そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、7ページ、議案第49号をお願いいたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

8ページ番号85の夜見町について、審議いたします。地元委員さんから説明をお願いいたします。

3番（友森委員）

今日、現地調査をしたところです。先月も隣を駐車場ということで許可してもらったわけですが、今度は、家を建てるということで隣を買われるみたいです。申請者は議案のとおりです。申請地は夜見町の田で314平方メートルです。申請者は、市内のアパートに家族4人で住んでいますが、狭くなってきたため申請地に住宅の建設を計画したものです。土地改良区、実行組合の排水同意もあります。申請地は、他の農地区分に該当しない農地で、小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地に該当すると思われます。開発許可は都市計画法第34条第11号に該当する見込みです。転用については、問題ないと思われますのでよろしくお願ひします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございせんか。

そういたしますと採決をしたいと思ひます、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号86の古豊千について地元委員さんから説明をお願いいたします。

6番（森中委員）

申請者は議案のとおりです。申請地は古豊千の田で1,057平方メートルです。申請者は売電収入を見込み、申請地を買い入れて太陽光発電施設の建設をしようとするものです。土地改良区、隣接耕作者、実行組合の排水同意もあります。申請地は、300メートル以内にインターチェンジがある農地であり、第3種農地に該当するものと思われます。太陽光発電施設の建設については開発許可が不要です。転用については問題ないと思ひます。よろしくお願ひします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございせんか。

そういたしますと採決をしたいと思ひます、異議のない方は挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号87と番号88の八幡について、関連しますので一括して審議したいと思ひます。地元委員さんから説明をお願いいたします。

9番（小林委員）

87と88番の説明をいたします。申請者は議案のとおりです。申請地は八幡の田で面積は、87番が35平方メートル、88番が298平方メートルです。申請者は、隣接している雑種地にコンビニを出すため、申請地に来客用の駐車場を整備しようとするものです。隣接耕作者、実行組合の排水同意もあります。申請地は、住宅・公共施設が連たんしている区域に隣接する農地で、その規模が10ヘクタール未満であることから、第2種農地に該当すると思われます。開発許可は、コンビニ敷地を含め、都市計画法第34条第9号に該当することを確認しております。転用については問題ないと思ひます。よろしくお願ひします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありました、ご意見、ご質問等がございませぬか。

そういたしますと採決をしたいと思ひます、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、9ページ番号89の東八幡について審議します。地元委員さんから説明をお願いいたします。

6番（森中委員）

89の東八幡について説明します。現地調査した場所ですけれども、東八幡の田で面積は1,318.43平方メートルです。申請者は売電収入を見込んで申請地に太陽光発電施設を計画したものです。土地改良区、隣接耕作者、実行組合の排水同意もあります。申請地は、他の農地区分に該当しない農地で小集団の生産力の低い農地であり、第2種農地に該当すると思われます。転用については問題ないと思ひます。よろしくお願ひします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありました、ご意見、ご質問等がございませぬか。

そういたしますと採決をしたいと思ひます、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号90の高島について審議します。地元委員さんから説明をお願いいたします。

6番（森中委員）

90番について説明します。今日、現地調査したところ、申請地は、高島の田で面積は1,095平方メートルです。申請者は、管理している太陽光発電施設の管理の際の作業用駐車場及び資材置場として利用するために便利であることから、申請地に資材置場及び駐

車場の整備を計画されたものです。土地改良区の同意、隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意もあります。申請地は、他の農地区分に該当しない農地で第2種農地に該当すると思われます。開発許可も必要ないことを確認しております。転用については問題ないと思います。よろしく審議をお願いします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

高西会長

ちょっと聞いてみますけども。90番の〇〇さんは資材置場が必要だっていうけど、将来はメガソーラーでもする考えでおられるわけかな。

6番（森中委員）

これは、あそこの89番の業者と90番の資材置場と駐車場をやろうとする業者が同じ業者で、まだまだ、そこら辺にあれば広げたいという考えを持っているということです。

高西会長

〇〇さんという人は、個人でやっておられるわけですか太陽光を。

6番（森中委員）

〇〇です。

高西会長

〇〇さんという人は、それなら代表者ですか。

事務局（山本主幹）

個人です。

高西会長

会社って言うておられるから。

事務局（山本主幹）

いや、それは資材置場が会社です。

高西会長

いや、89番のって言われたので。

事務局（山本主幹）

〇〇が元で太陽光は作りますけども、売電収入は個人。

高西会長

誰がこの太陽光は事業者になっているのですか。

事務局（山本主幹）

〇〇です。いや、〇〇さんです。

事務局（宅和係長）

失礼します。今、番号89番と90番とありまして、89番の太陽光発電は〇〇さんで、審議は終わったところです。

高西会長

いや、終わったのは分かっています。90番は、〇〇さんという人が、建設されると思いますが、請けられて。そのために、ソーラーの色々な材料を置くのに土地を取得されているなど思ったので。それで将来は、資材置場が必要なかったら〇〇さんも太陽光の事業をされるのかなって聞いたら、まだこれからのっていうことで、それで89番も法人だと言われたので、それが、〇〇さんっていう個人で出ているので、この人は社長なのか、個人でやっておられるのかって聞いているのです。

事務局（宅和係長）

89番は個人でされるということでございます。

高西会長

それなら、今、地元委員さんが言われたことが違っているということですか。

事務局（宅和係長）

90番の資材置場は〇〇が。

高西会長

いや、それは分かっています。議案確認すれば。それで聞いているのです。何で聞いているか分からないと思うので、あの90番につい

ては、南側に住宅があったでしょう。そうすると太陽光は、将来あそこでされるなら、南に向きますよね。そうすると、隣の人は反射熱で気温が上がるので、トラブルがいっぱい起きているのです。ですので、その将来のことをちょっと聞いてみようかなと思ったので、それで聞いたのです。今、これについてどうこう言うんじゃないよ。わからないなら、わからないので、きちんと次回に調べますならそれでいいけども、いい加減なことはいけないということです。地元委員と事務局が言うことが違うようじゃいけません。

14番（松林委員）

これ、あれでしょう。地主が〇〇さんで両方が、89番は〇〇さんが賃借でしなると。

6番（森中委員）

あのう、会社は〇〇さんがやられる、両方とも。

高西会長

ということは、〇〇さんが土地を取得して、それを〇〇さんにリースしてってことですか。

14番（松林委員）

そういうことだ。

事務局（長谷川主任）

すみません、〇〇さんが現地の工事をされます。売電収入は〇〇さんご自身がもらわれます。

高西会長

それなら事業者は〇〇さんですね。

事務局（長谷川主任）

〇〇さん個人です。それで、〇〇さんの名前で申請いただいています。

高西会長

事業者は、作る者と事業する者は違いますから、よく勉強しとかんと。何にもかんにもごっちゃにしちゃいけません。うん、わたしはわかりました。もうちょっとその辺、事務局はきちんと。

議長（三島委員）

他に。

4 番（吉澤委員）

これ、同じ地主さんですけど、89番は一月〇〇、一年で〇〇、賃料が。90番は、ほぼ同じ1反で土地を〇〇で売っておられるけどね。

事務局（山本主幹）

失礼します。今、ご指摘がありましたとおり、年間〇〇でございます。大変失礼しました。大変申し訳ございません。89番の賃料でございますけども、その他のところで、賃料1か月〇〇と書いてありますが、年間〇〇でございます。

高西会長

局長、よく指導しとかないといけませんよ。

事務局（池口事務局長）

申し訳ありません。

議長（三島委員）

他にございませんか。そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号91の淀江町今津について審議します。地元委員さんから説明をお願いいたします。

1 番（生田委員）

91番の議案について説明します。申請者は議案のとおりで、申請地は今津の田で、面積は1456.73平方メートルです。場所は、今日2番目に現地調査したところです。申請人は、市内を中心に不動産業を営んでいます。周辺の宅地化の状況から需要があると見込んで、建売住宅の建築を考えたものです。実行組合の排水同意もあります。今津〇〇は、水道管と下水管がある道路に面しており、500メートル以内に二つ以上の病院があるため、第3種農地に該当すると思われます。今津〇〇は、住宅等が連たんする区域に隣接する区域内の農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。また、淀江町は非線引き都市計画区域であるため、3,000平方メートル未満の本件は開発許可不要と確認しています。転用については問題ないと思えます。よろしく申し上げます。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

5 番（安達委員）

現地を見た印象ですけど、水田を作っておられたように思います、去年までは、多分。建売の需要があるとありましたが、農地としても非常にいいところではないかなと思いつつ、手放されるのかなあと思って見ていました。農地として活用できなかったのかなという思いが残りました。審議に関わることはありませんが、以上です。

議長（三島委員）

他にございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、10ページ議案第50号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めます。今月は利用権設定が19件ございます。

それでは、利用権設定各筆明細について、13ページ番号1-1から16ページ番号1-19まで一括して審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（河野主幹）

13ページ番号1-1は、借受人の要望による貸付です。番号1-2から番号1-3は、再設定です。番号1-4から番号1-5は、貸付人が高齢化したための経営縮小による貸付です。14ページ番号1-6は、再設定です。番号1-7及び番号1-8は、借受人の要望による貸付です。番号1-9は、貸付人が、耕作不便・低生産のために貸付けるものです。番号1-10は、再設定です。15ページ番号1-11及び番号1-12は、再設定です。番号1-13及び番号1-14は、貸付人の兼業による経営縮小のために貸付けるものです。番号1-15は、再設定です。16ページ番号1-16から番号1-19は、再設定です。

以上、番号1-1から番号1-19は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしくお願いします。

議長（三島委員）

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

5番（安達委員）

事務局に補足していただきたいのですが、14ページの1-9です。賃借が150という数字が目に入ってしまった、これはこの数字で間違いはないですね。

議長（三島委員）

事務局どうぞ。

事務局（河野主幹）

一筆当たり150 kilogramsの現物ということだと思っております。

事務局（池口事務局長）

あの、米で払うという。

事務局（宅和係長）

単位がkilogramsになっています。

5番（安達委員）

ということですか。

事務局（河野主幹）

一筆当たり150 kilogramsを現物により納付です。

5番（安達委員）

わかりました。

議長（三島委員）

他にございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思っております、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、決定いたします。

続きまして、18ページ利用権設定各筆明細（農地中間管理権を取得する場合）について、番号1-1から49ページ番号1-153まで、一括して審議いたします。そういたしますと、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（河野主幹）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。

今回は、153件の案件がございますので、議案の番号の下のところにA、B、Cの記号を振ってございます。

それぞれの理由は、Aが地権者の意向による貸し付け、Bが相對の契約から中間管理事業への切替え、Cが合理化事業から中間管理事業への切替ということですのでよろしくお願ひします。今回はAが130件、Bが24件、Cはありませんでした。

補足ですが、22ページ番号1-24については、3筆のうち上2筆が相對の契約から中間管理事業への切替えで、下の1筆が地権者の意向によるものです。

以上、番号1-1から番号1-153まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしくお願ひします。

議長（三島委員）

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

事務局（宅和係長）

すみません、補足説明をさせていただきます。26ページ番号1-40から最後までですが、この度、大量に中間管理権の取得が出ています。

この理由は、平成26年度中に農業委員会が行いました、農地利用意向調査で中間管理事業を利用したいという希望が出てきた農地を中間管理機構に通知しており、そこで、中間管理権の取得につながったものが、番号1-40から番号1-153まで、111件、200筆で約13ヘクタール出ております。これが、この度、大量に中間管理権の取得が出た理由でございます。以上です。

高西会長

調査してよかったですね。

4番（吉澤委員）

これは、ざっと、こういったほ場なのですかね。

事務局（宅和係長）

農振の青地でございます。

4番（吉澤委員）

これは農振の青地ですか。

事務局（宅和係長）

はい。

議長（三島委員）

他にございませんか。沢山出ておりますので。

事務局（宅和係長）

もう一点補足させてください。

今回利用意向調査で中間管理権の取得につながったものは、期間は3年間で使用貸借です。中間管理機構がお金を払わずに3年間借りるということになっています。3年間で相手を見つけ、相手が見つかった場合は、賃貸借に切り替えるよう相談をされるということになっております。以上です。

議長（三島委員）

他にございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、決定いたします。

次に、51—2ページ、議案第51号をお願いいたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、別紙、農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、52ページ番号1から58ページ番号14について、一括して審議いたします。そういたしますと、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（河野主幹）

今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。

52ページ番号1から58ページ番号14まで全て、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。

以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（三島委員）

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

1 4 番（松林委員）

参考までだけど、管理機構から相手に対してこういうふうにつながりましたと管理機構から通知が行くのですか。

事務局（宅和係長）

事務の流れでございますが、この度の利用配分計画を農林課が案として決定し、機構に提出します。それを機構から正式に県の方に申請をします。県が審査をして告示をした場合は、通知が担い手機構から地権者さんと借人の方に出ます。以上です。

高西会長

機構から農業委員会には報告はないわけか。

事務局（宅和係長）

農業委員会には、県の本課の方から通知が来ます。

高西会長

それで、あの、この農地部会には通知が来てからまた報告するわけか。

事務局（宅和係長）

農地部会では報告はしておりません。

高西会長

今迄な、中間管理機構が個人から受けて、そうして次に耕作される人をあっせんしますよね。そうしたときは、ここで説明がありませんでしたか。

事務局（宅和係長）

それが、この利用配分計画ということになっております。

1 4 番（松林委員）

今、言いなつたようにね。今の審議で農業委員会がOKといった場合は、県や管理機構が手続きを進めるということでしょう。農業委員会の仕事は、今回の皆さんの同意を得るということでしょう。

事務局（宅和係長）

この、農林課が作りました案に同意するかどうかと。

14番（松林委員）

そうですね。

高西会長

ということは、中間管理機構が、地権者から申し出があつて、それならお世話するとなりますよね、これ。機構があつせんをして、そこから機構が誰に貸したかということは農業委員会ではわかりませんか。

事務局（宅和係長）

この利用配分の計画どおりに配分されます。

高西会長

例えば、52ページの1の西伯郡伯耆町の〇〇さんの分では、これは機構があつせんをして〇〇さんに耕作してくれとしたものでしょ。

ということは、150だとかありましたが。それは、まだ誰に貸せるかわかってないですよ。

事務局（宅和係長）

3年間で使用貸借の部分は決まっております。

高西会長

それなら、この中で決定してないのはどれですか。

事務局（宅和係長）

決定していないものですが、26ページ番号1-40から49ページの番号1-153までが決まっております。

高西会長

これが決まったらどうなりますか。

事務局（宅和係長）

決まりましたら、利用配分計画に出てきます。

高西会長

出てくるけど、それが農地部会に報告があるわけか。この前みたいに。

事務局（宅和係長）

基本的には、賃貸借に切り替えることとなりますので、利用権設定でもう一回審査をすることとなります。

高西会長

もうすこしわかるように説明してもらえませんか。

14番（松林委員）

18ページの1-1のBに書いてありますよね。これが今の52ページの番号1になっているということですよね。

高西会長

わかり易く言うと、39までは借り手が決まって、けども40から153までは決まってないと、だから3年間かけて探すと、3年間かけて探しても見つからないものは、また地権者に返すだろうけど、その間に耕作する人を機構が探したら39番みたいにもた、報告しますということでしょう。そのことです。

議長（三島委員）

他にございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨を回答いたします。

審議事項は以上でございます。続いて報告事項に移ります。

59ページ、(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について4件を受理しております。

続きまして、60ページから61ページ、(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について6件を受理しております。

続きまして、62ページ、(3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について6件を受理しております。

続きまして、63ページ、(4) 非農地現況証明について4件を証明しています。

続きまして、64ページから65ページ(5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について、鳥取地方法務局米子支局からの地目変更登記申請に係る照会に対し、2件を非農地である旨、回答しております。

続きまして、66ページから67ページ(6) 農地転用現況確認書交付について8件を交付しています。

続きまして、会長に県農業会議会議員の事務報告をお願いします。

高西会長

(鳥取県農業会議会議員の事務報告)

議長 (三島委員)

そういたしますと、本日予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

ないようですので、事務局から連絡事項があれば説明してください。

事務局 (宅和係長)

(事 務 連 絡)

議長 (三島委員)

これを持ちまして、第142回農地部会を終了します。